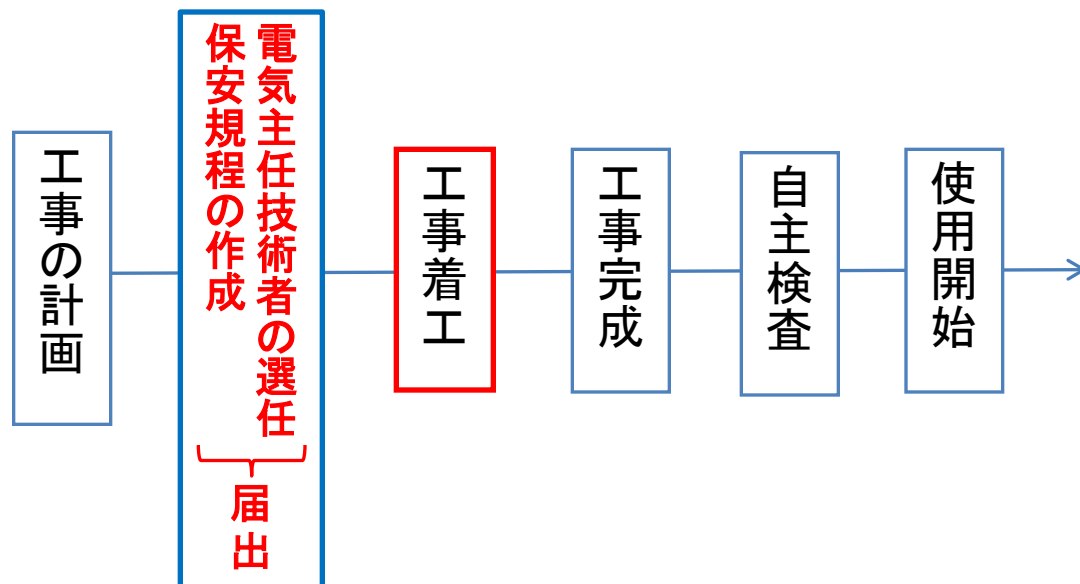


自家用電気工作物を設置するみなさまへ

自家用電気工作物に係る手続きはお済みですか？

自家用電気工作物の設置者は、電気事業法に基づき、**工事着工時点から保安を確保するために、保安規程の作成と、電気主任技術者の選任**を行い、それらを遅滞なく所轄の産業保安監督部に届出なければなりません。

自家用電気工作物を新設する際の届出に関するフロー図 (受電電圧1万V未満の需要設備)



お問い合わせ先

経済産業省

中国四国産業保安監督部 電力安全課

TEL:082-224-5742 FAX:082-224-5650

自家用電気工作物とは・・・

自家用電気工作物とは、ビル、工場、建設現場等の電気設備の中で次のようなものが該当します。

- ・電力会社から600ボルトを超える電圧で受電して電気を使用する設備
- ・一定出力以上の発電設備とその発電した電気を使用する設備
- ・電力会社から受電のための電線路以外に構外にわたる電線路を有する電気設備

保安規程の作成について(電気事業法第42条)

保安規程とは自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するために設置者が定めるルールです。設置者及びその従事者は保安規程を守らなければなりません。

電気主任技術者の選任について(電気事業法第43条)

電気主任技術者とは自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、設置者が選任した保安の監督者のことです。設置者は設備又は事業場ごとに①～④までのいずれかの方法により選任するか、⑤の保安管理業務外部委託承認を得る必要があります。

- ①有資格者の選任【届出】
- ②有資格者以外の者の選任【選任許可】
- ③他の事業場の主任技術者に選任されている者の選任【兼任承認】
- ④設置者の従業員でない者の選任【届出】
(派遣、ビルメンテナンス会社との業務委託契約)
- ⑤主任技術者を選任しない場合の外部委託【外部委託承認】
(電気保安法人、電気管理技術者との保安管理業務外部委託)

- 電気主任技術者を選任しない場合は、法律違反に該当し、悪質な場合には、電気事業法第118条において罰則(罰金300万円)が適用される場合があります。

※保安規程・主任技術者に関する届出等の詳しい情報は、産業保安監督部ホームページをご確認ください。

URL: <http://www.safety-chugoku.meti.go.jp/denki/index.htm>